

住宅の被害

東日本大震災における県内の住家被害は、全壊が約8万3000棟、半壊が約15万5000棟と全国の被害総数の約6割を占め、県営住宅も管理する102団地全てが被災した。

余震等による建築物等の倒壊、部材等の落下等による二次災害防止を目的に市町村が実施する（県は支援を行う）被災建築物応急危険度判定については、通信網や交通網の遮断、車の燃料不足等、制約のある中ででの対応とならざるを得ない状況であったが、全国からの広域派遣による支援を得ながら5月10日まで判定活動を継続した。

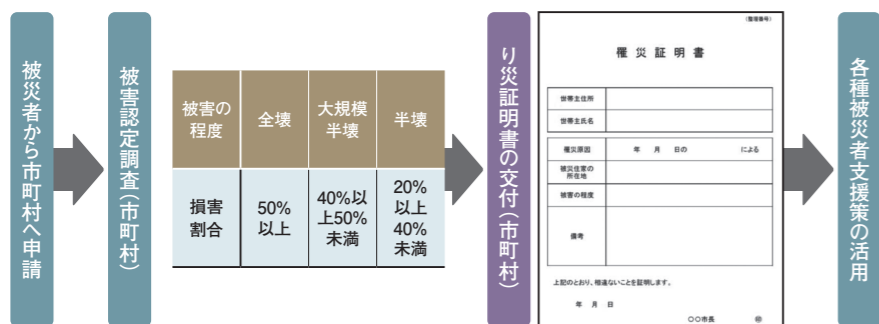
また、り災証明書は、災害により被災した住家等の被害程度を証明するものであり、法令上、明確な位置づけはないものの、市町村の自治事務とされてきた。東日本大震災では被害が甚大であり、り災証明書の発行時期と認定結果が各種支援策適用の判断材料となるため、早急な対応が求められた。そのため、不動産に関する知識を持つ税務課と県税事務所が、その支援にあたった。

住家等の被害に関する各種調査

調査名	目的	判定内容	調査を行う人
住家被害認定調査	被災者からの申請を受けて、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、住家に係るり災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付すること	住家の損害割合(経済的被害の割合)又は損壊割合(延べ床面積に占める損壊割合)の算出【全壊・大規模半壊・半壊等】	主に行政職員
被災建築物応急危険度判定	大規模地震の直後に一般的に実施され、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止すること	当面の使用の可否【危険・要注意・調査済】	応急危険度判定士(行政又は民間の建築士等)
被災区分判定	建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資すること	継続使用のための復旧の要否【要復旧・復旧不可能等】	民間建築士等
被災宅地危険度判定	地震や降雨による、滑动崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂等の宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性等を周知することにより、二次災害を防止すること	監視警戒や応急対策の必要性の有無【危険宅地・要注意宅地・調査済宅地】	被災宅地危険度判定士(宅地防災の経験を有する行政職員等)
地震保険損害調査	地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用財産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うこと	主要構造部の損害割合、焼失又は流失した床面積の割合、床上浸水の程度から建物の損害程度を認定【全損・大半損・小半損・一部損】	損害保険会社社員又は損害保険登録鑑定人等
共済損害調査	自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うこと	損害発生前の状態に復旧するために要する額を算出(※共済団体によって異なる)	共済団体担当者又は鑑定人

出典：内閣府ウェブサイト

被災から支援措置の活用までの流れ



被災建築物応急危険度判定の活動状況



被災建築物応急危険度判定の判定ステッカー

都道府県別の建築物被害

都道府県	種別	住家被害					非住家被害		火災件
		全壊棟	半壊棟	一部破損棟	床上浸水棟	床下浸水棟	公共建物棟	その他棟	
北海道			4	7	329	545	17	452	4
青森県		308	701	1,005				1,402	11
岩手県		19,508	6,571	19,064		6	529	4,178	33
宮城県		83,005	155,130	224,202		7,796	9,948	16,848	137
秋田県				5					1
山形県			14	1,249			8	124	2
福島県		15,435	82,783	141,053	1,061	351	1,010	36,882	38
茨城県		2,634	24,995	191,490	75	624	1,763	20,835	31
栃木県		261	2,118	74,053			718	9,706	
群馬県			7	17,679					2
埼玉県		24	199	16,511			95		12
千葉県		801	10,155	55,080	157	731	12	827	18
東京都		20	223	6,570			419	786	35
神奈川県			41	459				13	6
新潟県				17			4	5	
山梨県				4			1	1	
長野県									
静岡県				13		5			
三重県					2				
大阪府							3		
徳島県					2	9			
高知県					2	8			
合計		121,996	282,941	748,461	1,628	10,075	14,527	92,059	330

出典：総務省消防庁、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について第160報(令和2年3月1日時点)



建築物の被災状況(仙台市)



判定結果の集計

H25		H24		H23		年	月	日	主な県の対応等					
12	6	3	12	3	10	5	4	31	22	14	13	12	11	3
20	21	22	19	7	末	24	2	13	1					
<ul style="list-style-type: none"> ① 既設公営住宅の災害査定を実施(12月22日) ① 国が「地盤に係る住家被害認定の調査判定方法について」を发出(内閣府事務連絡) ① 被災建築物応急危険度判定士の広域派遣要請 ① り災証明書発行事務に関する人的支援の開始 ① 被災建築物応急危険度判定士の広域派遣要請 ① 国が「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」を发出(内閣府事務連絡) ① り災証明書発行事務に関する人的支援の開始 ① 被災建築物応急危険度判定士の広域派遣要請 ① 市町村に対して、り災証明書発行業務が迅速かつ円滑に行われるよう通知 ① 各土木事務所地域事務所及び建築宅地課に「被災住宅相談窓口」を設置 ① 被災宅地危険度判定を開始(5月19日) ① 各市町村に被害状況及び判定実施予定を確認し、関係団体に民間判定士の協力要請 ① 住家被害認定調査を開始 ① 被災建築物応急危険度判定を開始(5月10日) 														
① 転機となった取組等														



り災証明書・住宅修繕支援金受付



判定活動の様子

何が起こっていたのか

被災建築物応急危険度判定

連絡がとれない、派遣調整ができない

平成23年3月11日～5月10日

応急危険度判定

応急危険度判定は、地震の発生後、速やかに被災建築物の現地調査を行い、余震等による倒壊や落下危険物等の危険度を判定ステッカーで表示することで、人命に関わる二次災害の防止を目的に実施される。

本震災では、発災当初から情報が遮断され、県内市町村の被災状況の把握が非常に困難であったと同時に、市町村も県に対する支援要請が不可能な状態となり、非常に制約のある条件の中で応急危険度判定を実施せざるを得ない状況であった。沿岸市町では、発災から数週間後の判定活動開始となり、実施期間も1か月を超えた。

建築宅地課職員

「県庁の方では、最初の1週間は地方事務所とも関係団体とも連絡がとれず、全く身動きができませんでした。東部土木事務所登米地域事務所からフアクシミリで、応急危険度判定を何件かやりましたという報告があり、現地では動き始めていたんだということを知りました」

東部土木事務所登米地域事務所職員

「地元の建築関係の方と、地震発生時の対応について前々から相談しており、通信手段が途絶えたときは、ここに集まってください」と援を得て、県職員も加わりながら、5月10日まで判定を実施した。

3月11日から5月10日までに、延べ1472班、2955人の判定士により12市18町の5万721棟が判定された。

建築宅地課職員

「県内で応急危険度判定を行っていた民間の方も被災者ですので、人数が足りませんでした。4月に大きな余震があり、都道府県のネ

主な被害地震に係る応急危険度判定調査の実績

地震発生年月日	地震名(震央地名)	判定地区	判定期間	判定人数	判定棟数
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震	仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、巨理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	平成23年3月11日～5月10日(60日間)	2,955人	50,721棟
平成19年7月16日	新潟県中越沖地震	柏崎市、出雲崎町、刈羽村	平成19年7月16日～23日(8日間)	2,758人	34,048棟
平成16年10月23日	新潟県中越地震	長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧小国町、見附市、小千谷市、川口町、旧堀之内町、旧広神村、旧守門村、旧入広瀬村、旧六日町、旧大和町、十日町市、旧川西町、旧中里村、旧松代町、柏崎市、旧西山町、刈羽村	平成16年10月24日～11月10日(18日間)	3,821人	36,143棟
平成15年7月26日	(宮城県北部)	矢本町、鳴瀬町、河南町、鹿島台町、南郷町	平成15年7月27日～8月3日(8日間)	743人	7,245棟
平成7年1月17日	兵庫県南部地震	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、芦屋市、明石市、淡路地区	平成7年1月18日～2月9日(23日間)	6,468人	46,610棟

(全国被災建築物応急危険度判定協議会、被災建築物応急危険度判定 OQ 通信第6号、10号、14号及び新潟県中越地震の大震災の記録をもとに作成)
出典：東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－(宮城県)

打ち合わせていました。建築士会やNPOなどが本場に集まってくれて、発災の次の日から公共施設や避難所、その後一般住宅や被災建物に入りました」

建築宅地課職員

「応急危険度判定の実施を支援するために県に設置する被災建築物応急危険度判定支援本部(建築宅地課に設置)の方で動きが出てくるのは、もう少し後でした。応急危険度判定は基本的に1、2週間程度が勝負ですが、今回は1、2か月かかりました。やれることといえば、市町村から「明日から判定を実施したい」と相談を受けたときに、団体に対して判定士の派遣人数を確認するつなぎ役や、市町村で常備していなかった物資や判定ステッカーを県で用意して提供することでした」

東部土木事務所登米地域事務所職員

「判定結果のステッカーを住宅に貼りつけます。赤が危険、黄色が注意、緑が大丈夫でしょうという意味です。ステッカーの在庫がなく、はじめはカラーコピーをしましたがいまいちつかず、登米市に印刷してもらいました。通常はA3ですが、それも手に入らずA4の紙を使用しました。そこからのスタートです」

応急危険度判定士

応急危険度判定士は、各都道府県知事が発行した応急危険度判定士の登録証をもつ行政職員や建築士のうち、地震等が発生した際に現地で

ットワークを通じて、他県からの広域支援を要請しました」

り災証明書との混同の中で

平成23年3月11日

住民への説明・周知

応急危険度判定は二次災害防止を目的としているため、被害の程度を証明するり災証明書とは判定内容に大きな違いがあった。また、「前の家は実施しているのに我が家は実施しないのか」等の問合せも多数寄せられる等、趣旨が十分に浸透されない中で判定活動であった。

さらに、応急危険度判定の結果は、り災証明書の調査結果と整合するとは限らなかった。そのため、り災証明書発行のための建物調査等で応急危険度判定よりも軽い被害と認定された場合に、問合せが寄せられ、その違いについて理解を得ることは困難が伴った。

東部土木事務所登米地域事務所職員

「応急危険度判定とり災証明書を混同される方が多くいました。り災証明書は全壊や半壊などの判定ですが、全壊ですと補助金がもらえるため、「安全と貼ってありますが、危険になりませんか」という問合せが多数ありました。応急危険度判定で危険と判定されても、り災証明書と違い補助金などが出るわけではありませんと説明しました」

「応急危険度判定とり災証明書の判定の違いを理解していただくのは非常に難しいです。緑の紙が貼っていると、税務の判定が緩くなるのではないかなど、なかなか受け入れてもらえませんでした。我々は被災直後に今の建物の状態を判定する目的で入りますので、そこまで詳しくは判定しません。極端なことを言うと瓦が落ちそうだったら入るときに危な

の活動を行うことを了解した者が各都道府県の名簿に登録される。

全国の登録数(平成21年3月時点)は約10万人(2割が行政職員、8割が民間の建築士)であり、本県は、2122人(平成22年4月1日時点)が登録されていた。

民間の建築士は、災害保険が適用されるものの無償での活動となった。

建築宅地課職員

「応急危険度判定士は、県が年に数回行う講習を受けて登録します。通常、市町村の要請を受けて、県が判定士を派遣するシステムですが、今回の震災では、県内全域が被災したため人が足りない。市町村と連絡もとれないので、出先の事務所単独で、早めにスタートしてもらいました。連絡がとれ始めた頃に、県が各市町村と各団体との派遣調整のつなぎ役を担いました」

東部土木事務所登米地域事務所職員

「特に、街中にある商店街の建物などは、1階がガラス張りや壁が少ないため、潰れて近づくのも危険な建物が多くありました。判定は、ボランティアの建築士などである判定士とペアで回りました。自分は判定が初めてで、経験豊富な民間の判定士にいろいろと教わりました。判定時間は約10分、目視でざっと周りを見て、中には入りません。ひび割れや傾斜を測り、最後に判定結果のステッカーを貼って、具体的な危険箇所についてコメントを書く作業です。判定で一番重要なのは、建物の四隅の傾きを測ることで、あとは屋根から物が落ちそうか見るのが一般的です。在宅の方には、「次に大きな地震がきたら潰れるかもしれない、逃げたほうがいいですよ」などと詳しく説明しました」

いから赤判定で、その瓦が落ちてしまうと緑になる。その違いが大きいですね」

建築宅地課職員

「応急危険度判定は地震の揺れの被害を判定するものであり、水による被害は想定していません。どのくらい水に浸かったか、流れてきた物がぶつかり、その程度がどうかという基準はありません。浸水エリアでは、従来

り災証明書発行に伴う住家被害認定調査

2時間の説明会で現場へ被害認定調査のプロジェクト

平成23年3月11日

住家被害認定調査

住家被害認定調査は、市町村が国の定める調査方法や住宅の被害程度の基準に基づき実施し、この結果に基づき、り災証明書が発行される。最も早く調査を開始した市町村は3月12日、最も遅かった市町村でも発災後1か月以内に調査を開始した。

県では、庁内での役割分担が明確ではなかったが、不動産の知識を有する等の理由から税務課や県税事務所が中心となり市町村支援に当たった。具体的には、内閣府職員や税務課職員を講師とした被害認定業務説明会の開催、他県の応援職員の派遣調整のほか、4月1日以降は体制の整った市町村から順次県税事務所職員を派遣し、現地調査やり災証明書受付窓口等の支援を行った。

税務課職員

「なぜ、り災の調査を県税事務所が担当するのかと思いましたが、不動産家屋の評価など、

建築宅地課職員

「応急危険度判定は安全確保という意味で意義があると思います。住民もブロック塀に赤紙があればそこには近づきません。まずは一番早く被災地に乗り込み、安全確保、二次災害防止が重要ですね」



ブロック塀の倒壊

最大余震の発生と全国への応援要請

平成23年4月7日～5月10日

広域支援の要請

津波浸水域でがれきの撤去が進んだことや最大余震(4月7日)による被害も生じたため、判定実施への要望が高まった。しかし、応急危険度判定士や市町村の職員は、住宅相談等の業務に忙殺され、追加の対応人員が必要となった。この時期には、燃料の供給状況等も改善されてきたことから、4月13日に広域派遣を要請し、支

の判定基準プラス水による被害程度を含めて判定士に総合的に判断してもらいました」

「皆さん不安になっていたので、まずは親身に話を聞くよう努めました。解決できないこともありますが、話を聞くだけでも全然違います。被災した方とのコミュニケーションは大事だと思います」

家屋を見る業務があるということと、市町村でも税務課がり災の調査を担当しているところが多いことが理由だろうと思いましたが」

北部県税事務所職員

「3月末に2時間、内閣府から写真などを示されて、「これは程度1、これは程度2」というような被害認定業務の説明を受けました。後は、「潰れていたり、傾いていると大規模半壊」という基準や調査票の説明を受け、現場に入りました。現場でもその写真を持ち、悩みながら調査をした経験を思い出します」

東部県税事務所登米地域事務所職員

「県税事務所では、主にり災証明書発行のための被害認定調査を行いました。全体の流れとしては、市町村が被災者の方から提出される申請書を取りまとめ、私たち現地調査員が内閣府の定める被害認定基準運営指針をもとに調査し、被害認定の割合を記載して、全壊大規模半壊、半壊、一部損壊という結論を出す。それをり災証明書発行の担当に戻し、被害認定を加えた形でり災証明書を交付します。被災者の方は、り災証明書の被害判定の結果

をもとに生活再建支援金などを受給します」

塩釜国税事務所職員

「調査は、県職員同士や県と市町の職員一人ずつ、大半は二人以上で行います。また、他県からの応援も加わりました。1次調査では津波の高さで被災程度を判断し、地震による建物の崩れ具合を確認します。それで、一部損壊、半壊など認定をするわけですが、それに対して異議がある場合、2次調査を行います。家の中に入って柱の傾きや隙間、壁のひび割れの程度を見て判断しました。認定に納得がいけない方には運用指針の本や写真を見せて納得していただきました」

北部県事務所職員

「家屋の屋根が瓦の場合は崩れているのが分かりますが、トタン屋根は被害が分かりにくいです。金属製の外壁も被害が見えにくい。また、古い家屋では、経年劣化なのか地震で壊れたのかの判断も難しかったです」

調査の簡素化・認定基準の変更

既存の調査方法では津波被害の認定基準がなかったことや被害が甚大で調査対象があまりにも多かったことから、内閣府は「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」(3月31日通知)を発売し、航空写真を用いて流出が確認された住家を全壊とする等、調査の簡素化を図るとともに認定基準を変更した。さらに、内閣府は地盤の液化化等による住家被害に対応するため、「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」(5月2日通知)を新たに発出した。既に認定業務を終えた住家の再調査が必要になる等、業務が増加した市町もあった。

県営住宅の復旧

県営住宅の早期復旧に向けて

平成23年3月11日

県営住宅の被害状況調査

県営住宅は管理する102団地全てが被災し、被害額は約59億円となった。

このうち、南三陸町の志津川廻館前住宅が津波により全壊、名取市倉田第二住宅1号棟は地震により全壊、黒松第一住宅(仙台市)は不同沈下により建物に傾斜が発生した。また、沿岸部では多くの住宅が床上浸水被害を受け、その他の団地でもライフライン、外壁、地盤及び擁壁等に多くの被害を受けた。

住宅課職員

「県営住宅は100団地くらいあるので、すごい量の復旧が必要でしたが、動き出すのはとても早かったです」



志津川廻館前住宅被災状況

北部県事務所東地域事務所職員

「住民の気持ちを考えれば、我々も当然プロ意識をもたなければいけない。第一陣で気仙沼に行ったときは、津波の被害がほとんどで、この地区は全て全壊ということが多かった。その後、調査に入った登米市では、地震による被害が1戸、1戸全て違いました。そこで『目合わせ』という手法を用いることにしました。ある被災した建物に十数人で行って、各々が1次調査表に点数を付けて、その平均点を出して基準を決め、判定がぶれないようにした上で、翌日からはチームに分かれて現場に赴きました。現地では、被災者から『なんであの家は半壊でウチは半壊じゃないの』という不満の声も上がります。そのような中、『私たちは2000戸以上判定しているので信用してください、判定基準に間違いはないですよ』と説明していききました」

全国から応援の力を借りて

平成23年3月11日

住家被害認定調査員の確保

内閣府によると、住家被害認定調査は基本的には市町村の税務関係の職員が当たることが多いが、市町村ではOB職員への協力要請や日本建築家協会東北支部宮城地域会からの専門家派遣等様々な形で職員を確保して対応した。多賀城市、名取市では、兵庫県家屋被害認定士に調査を依頼した。

塩釜国税事務所職員

「兵庫県は震災の経験から、家屋被害認定士という制度を作っていました。応援にきてくれたのは約30人、全員が家屋被害認定士と表

「震災があつてすぐ調査のために走り回っていました。復旧工事なので、緊急契約のような形ですが、ライフラインの工事は被災の三四日後くらいから始めていました」

復旧工事を最優先に

平成23年3月～平成24年3月末

応急復旧工事の開始

各住戸内の水道・電気・ガスは、被災直後から最優先に作業を進め、復旧した。大規模な被害を受けた21団地のうち全壊被害の2団地を除いた19団地は、平成23年3月から4月に工事請負契約を行い、復旧工事に着手、平成24年3月末までに完了した。

住宅課職員

「通常は災害査定を受けてから、査定で決ま



石巻吉野住宅被災状況



被災証明書交付

示されたビブスを着用しており、すごいと思いましたが。住民も家屋被害認定士に見てもらったと安心感をもっていました。このような制度を定めれば、認定の差が出にくいと思います。今後検証して、宮城県でも同様の制度を作ったほうがいいかもしれません」

仙台南国税事務所職員

「被災証明書に関する相談は、他県からの応援職員が主に担っていました。東北から離れた九州などの方たちが多く、皆さんビブスを付けて受付をしました。ビブスには派遣元の市名が書いてあるため、こちらの方言・地名が分からないことをあらかじめお知らせする意味で、ビブスは効果的だと思います」

判定結果の違いが生じる中で

平成23年3月11日

判定基準の違い・制度の周知

多くの市町村では、住家被害認定調査の結果について多数の問合せ等があり、他の市町村との判定基準の違い等による苦情への対応に苦慮していた。国の生活相談窓口の判定結果や、応

った範囲で工事をしますが、そのときはそんなことを言っていられない。ひび割れ程度の住宅では、基本的に住民が住んでいる中で改修工事を行いました。津波被害を受けた住宅は1階部分がほとんど沈んでいるので、全体で直し、2階から上は普通の地震被害として工事を行いました。私は主に津波で沈んだ部屋を直すことが多かったため、全部一からやり直しました。がれきを片付け、壁などを全て撤去して、骨組みだけの状態にした上で部屋の消毒をしました」

実情に合った災害査定に

平成23年10月24日～12月22日

災害査定開始

既設公営住宅(県及び市町村、ただし仙台市を除く)の災害査定は、10月24日から開始し、12月22日に完了した。県が3438件、査定金額は約22億円となった。

災害査定は現地で行われることが基本であるが、被害が甚大かつ広域にわたったことから現地確認は困難を極めたほか、通常的手法で進めた場合、査定自体が復興の妨げになってしまうことが懸念された。そのため、国と査定の簡素化の協議を行い、机上査定を導入したことで、おおむね半年で査定を実施完了することができた。

住宅課職員

「査定は通常、図面に基いて行われますが、通常の公共工事にあるような設計書、図面といったものは一切ないまま工事が始まっている。そこで、国に行つて実情に合った査定の方法をお願いしました。ですから通常より大分簡素化されています」

「県営住宅は全部で102団地あり、最終的

急危険度判定との判定結果との違いに関する苦情も多く、理解を得るのに困難が伴った。

北部県事務所職員

「被災者の方々にとっては、私たちの調査によって、支援金の支給対象や、今後の税の減免などに関わってくるので、その結果が非常に重大です。当初は判断に悩むこともありましたが、数多く調査するうちに自信をもって判定できるようになりました。しかし、必ずしも被災者の方々の期待どおりの結果が出ない場合もありました」

東部県事務所登米地域事務所職員

「期待に応えられないときの被災者の落胆ぶりに、こちらも精神的にストレスを感じることも多かったんです。だからといって判定を変えるわけにはいきません。皆同じ気持ちでやっていたと思います」

調査依頼が殺到

家屋以外の物が被災したことを証明するり災届出証明書被災証明書や家屋の一部損壊判定以上の被災を証明する書面の提示による東北地方を発着とする高速道路の無料開放措置が開始されたことから、一部損壊判定を求める調査依頼が殺到した。市町村はその対応に追われ、本来調査すべき対応が遅れる等の問題が生じた。

東部県事務所職員

「被災者の中で、被災証明書をもらわなければならないという話が必ず出ます。申請にきた方に理由を伺うと、隣の人が請求したとか取っっておいたほうがいいと言われたという理由も多くありました。真に必要としている方かどうか事前にフィルターをかけることができるような仕組みがあれば良かったと思います」

に災害査定の対象になったのは、補修で47団地、再建設で1団地あったと思います。公営住宅の災害査定をする場合は被災額が1戸当たり11万円以上という条件があったので、いわゆる津波の被害を受けず、かつ特にライフラインにも大きな被害がないケースで、家の中にひびが入ったとか、そういった補修だけですと、戸当たり11万を超えないので、対象とならない団地がありました」

「何十億という被害が出ているのに、積み上げるのは結局円単位で、ひび割れは何m、何cmの世界で、相当細かったです。全棟にわたる工事は1戸当たりで割って積み上げて戸当たり11万を超えているか区分けします」

「県営住宅の補修に係る災害査定は12月に2週間くらいかけてやりました。机上調査で書類を見て、その中からピックアップされたいくつかの団地で現地確認を行いました」

災害対応の経験から学んだこと

応急危険度判定

制度の周知が必要

建築宅地課職員

「皆さんに制度を知ってもらう必要があると思います。昼夜関係なく、応急危険度判定はどういう意味なのかという問合せがありました。被災証明書の、一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊。応急危険度判定は、危険(赤)、要注意(黄)、調査済み(緑)。住民の方から『赤が貼ってあるのに一部損壊と言われたら、なぜなのか』という問合せがあり、その

逆の話もありました。危険かどうかの応急危険度判定と、財産価値として、家や土地がどの程度の被害を受けたかという災証明書は、観点が違うのですが、違いが紛らわしいため、市町村への問合せも非常に多かったと聞いています」

地域の関係者とのつながりをもつ

● 東部土木事務所登米地域事務所職員

「応急危険度判定に関しては、地域の建築関係者と適切な距離を保ちつつ、日頃からコミュニケーションを取ることが大切だと思います」

住家被害認定調査

● 調査員の「目合わせ」が重要

● 各県事務所(仙台南・北部・東部)職員

「やったほうがいいと思うことは、『目合わせ』です。これは確実にやっておかなければならない。今後は、経験の浅い方もできる限り現場に同行することが必要だと思います」

「半壊から大規模半壊の境目で迷うことが多かったです。迷ったときは、複数の目でお互い相談しながら調査をしました」

認定士の養成若手職員の人材育成で体制を整備する

● 塩釜県事務所・東部県事務所職員

「兵庫県のような家屋被害認定士という体制を整備すれば、市町村間の認定の差が出ていくと思います。東日本大震災では、かなりの差があったと思います。今後、市町村でも同じ意識をもった調査ができるような体制を作ったほうがいいと思います」

「若手職員の経験者が少ない状況です。今後

が市町村に義務付けられた。

業務継続計画(BCP)に位置づけ

県では、東日本大震災と同規模の地震が発生した場合を想定し、「宮城県業務継続計画(BCP)」「本庁・地震編」を平成28年3月に策定した。令和元年5月には、対象範囲を本庁から地方機関に拡張する等の改定を行い、計画名も「宮城県業務継続計画(BCP)」に変更している。本計画の中で税務課及び各県事務所の非常時優先業務として「要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含む)に関すること」を位置付けている。

県税職員セミナーの開催

税務課では、多発する自然災害に際し、税務職員として支援業務を行うケースが多くあるが、被災現場の実態や実情、必要な視点等について知る機会が限られているとして、実際に業務に従事した職員を講師としたセミナーを開催し、災害対応に備えている。

県営住宅の復旧

耐震性の優れた設備に変更

多くの住宅のライフラインで被害を受けたことから、水道やガス等が使用できず、入居者が部屋に戻れない状況が続いたこともあり、受水層の更新等の設備改修工事の際には、耐震性の優れた物に変更する等、被害の軽減や早期の復旧が可能となるよう、災害に向けた対策に取り組んでいる。

の災害対応を見据えた人材育成を真剣に考えていく必要があると思います」

被災者の気持ちに寄り添って対応する

● 仙台南県事務所職員

「家屋の被害なので、壁のひびや、柱がゆがんでいるなどの写真が必要ですが、住民の方は、部屋の中が散乱している写真を撮ってくる。これでは家屋の被害認定には使えません。屋根や瓦の落ちている状況、家の周囲の写真を撮ってください、もし先に直す場合は、修繕前の写真を記録に残しておいてくださいと伝えていました。あのようなときは、被災者の立場で業務を進めなければいけないと思います。できるだけ話を聞く、そういうコミュニケーションスキルが必要だと思います。今後災害があったときに、被災者の気持ちを考えながら対応してほしいと思います」

安易な業務簡略化をしない

● 仙台南県事務所職員

「り災の調査について、例えば、将来的に人手不足なのでスマートフォンで写真を撮って送るなど、業務が簡略化される可能性があります。ですが、それでは詐称する人がいたり、適切な調査ができないのではないかと思います」

ありとあらゆる危険を想定する

● 北部県事務所・栗原地域事務所職員

「現地の調査には、ありとあらゆる危険が伴います。雪が積もって建物が見えないから帰ってきたこともありました。安全靴を履かないと釘を踏むこともある。がれきの上も歩きます。海岸線の道路を走るときは、ラジオを全開にして、津波警報がきたらすぐ逃げろの心

参照

● 記録誌等

● 東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証(宮城県総務部危機対策課平成24年3月)

● 東日本大震災、1年の記録―みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み(宮城県土木部防災砂防課平成24年3月)

● 東日本大震災 職員の証言(想い)「そのとき、それからこれから、あの日を忘れない」(宮城県土木部事業管理課平成24年3月)

● 東日本大震災、5年間の復旧・復興の記録(宮城県土木部土木総務課平成24年3月)

● 東日本大震災―宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証―宮城県総務部危機対策課平成27年3月)

● 平成23年東北地方太平洋沖地震における応急危険度判定について(宮城県土木部建築宅地課ウェブサイト)

● 県営住宅の被害状況と復旧状況について(宮城県土木部住宅課ウェブサイト)

● 被災建築物応急危険度判定について(宮城県土木部建築宅地課ウェブサイト)

● 災害に係る住家の被害認定(内閣府ウェブサイト) 計画・マニュアル等

● 宮城県地域防災計画

● 宮城県業務継続計画(BCP)

● 宮城県被災建築物応急危険度判定実施要綱

● 被災建築物応急危険度判定必携(全国被災建築物応急危険度判定協議会)

● 宮城県版の判定マニュアル

● 応急危険度判定マニュアル(動画39分)(全国被災建築物応急危険度判定協議会)

構えをしていました。毎日危険を伴う現場でした」

県営住宅の復旧

入居者目線の復旧作業

● 住宅課職員

「住民の方は、その部屋に『戻りたい』という意向でした。避難所からきて『いつ工事が終わるのか』とよく質問を受けました」

「1階が完全に天井まで水に沈んだ所の工事をしましたが、3分の2くらいの住民はその部屋に戻りました。津波がきた所にもう一度住みたいのか、とはじめは思いましたが、やはり『もともと住んでいた所』への思いはとて大きいと感じました」



石巻市築山の住宅街

今後の災害対応に向けた取組等

応急危険度判定

判定時配布用パンフレットの普及

県内市町村により制作された、応急危険度判定と災証明を混同しないように注意書きを入れたパンフレットが、全国被災建築物応急危険度判定協議会に採用され、全国共通のひな形として普及している。



出典：全国被災建築物応急危険度判定協議会(当時)

地域主導の応急危険度判定実施体制

交通網や通信網が途絶え、被災直後は周辺地域から応援を得られなかった課題を踏まえ、市町村と建築士会の協定締結を促進するほか、県では市町村担当者へ応急危険度判定のコーディネート講習を行う等、地域主導の応急危険度判定を行う体制づくりを進めている。

住家被害認定調査

り災証明書の法的な位置づけ

り災証明書の交付については、法令上明示的な位置づけがなかったが、平成25年6月に「災害対策基本法」が改正され、り災証明書の交付

後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



東部土木事務所登米地域事務所

北部県事務所栗原地域事務所

仙台南県事務所

住宅課

建築宅地課

東部土木事務所登米地域事務所

土木部

住宅課

住宅課

←ウェブサイトでも御覧いただけます

